

岩手県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林の所在場所 奥州市江刺区田原字内館53、109の1、109の2、字新田57の1、121の1、121の2、121の6、121の13、121の16、字沢内65、74から76まで、80、100、101、104の1、104の5から104の7まで、104の10、104の11、104の14、105の1、105の2、110
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。